

平成29年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートB(会派担当者用)

会派等名 【 松本聖司議員 】

上半期分 ・ 下半期分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
11	条例		3月16日	書類保存用コピーは公開用PDFデータを保存することで対応する			
14	施行規則		3月16日	領収証等原本の議員への返却			
15	施行規則		3月16日	受理審査後にPDF化作業			
73	運用基準	調査研究費	3月16日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書等の記載金額と比較し、実績額は算定金額の範囲内であると認められる	説明確認	0 円	※1
(※1) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年11月30日から12月1日) 旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。 上記を踏まえて実績行程を見ると、11月30日の行程は鉄道を乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるものの、京丹後市から宿泊を伴わず要望活動先に到達する手段は、通常考えられる鉄道をういた場合、その実績額は算定額を下回るものであり、実績どおりの額の算入が可であると判断する。 算定額:峰山→桜田門 17,340円 往復の額 34,680円 実績額:請求書明細・領収証より 峰山→東京 31,680 + 東京→桜田門往復 340円 + 特急券 650円 = 32,670円							

訂正合計	1 箇所	0 円
訂正項目別内訳		
【調査研究費】	1 箇所	0 円
【研修費】	0 箇所	0 円
【広報費】	0 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	0 箇所	0 円